

「裁判員教材の在り方について（中間まとめ）」に関する意見書

2006年4月19日

大阪弁護士会

1、総論

法務省の「法教育推進協議会」では、「裁判員教材の在り方について（中間まとめ）」を作成して発表し、これに対するパブリックコメントを募集している。そこで当会では、当会の裁判員制度実施大阪本部及び法教育委員会においてその内容を検討し、今般、これを取りまとめ、以下のとおり意見を述べることとする。

2、全体の構成について

本文の記述の順序であるが、まず、最初に「刑罰や刑事裁判の意味」として、犯罪防止の必要性を説き、次に、「刑事裁判における裁判官、検察官、弁護人の役割と刑事裁判のルール」として刑事裁判の基本的なルールについての記述をし、最後に、「裁判員制度の意義と裁判員の役割」として裁判員制度の導入経緯が記述されている。

しかしながら、裁判員制度について中学生に理解させることを目的とする教材として、刑罰論や治安維持の必要性から書き出すことは、治安維持を強調しすぎるものとして賛成できない。最高裁判所が平成17年5月に発行した「裁判員制度ブックレット」においても、第1章を「対談・裁判員裁判・その目指すものとは」とし、裁判員制度についての説明を行った後に、刑事裁判の説明をしている。本書についても中学公民分野との連続性を意識しつつ、裁判員制度の民主主義的意義や国民主権との関係、市民参加の説明から書き出すべきであると考えられる。

3、「刑罰や刑事裁判の意味」について

(1)「趣旨」について

ここでの趣旨は、刑罰の機能・役割・重要性についてのみ記述されている。しかし、なぜ国家刑罰権の発動を刑事裁判にからしめているのか、また、裁判の仕組みについて、各国ともなぜこれほどまでに慎重に工夫しているのかについて触れるべきである。

それは、刑罰権の行使が、行使される側の者にとっては人権に対する重大な制約となるために、慎重にも慎重な判断が必要であるところ、人間が判断するものである以上誤判の可能性を否定できないため、誤判を避けるための様々な工夫がなされてきたことによる。この点は、単に刑罰の重要性だけではなく、刑事裁判の本質に関わるものとして非常に重要である。

(2)「解説」について

本文は、憲法13条の「個人の尊重」の概念の説明から書き出されている。しかしながら、本文は続けて、「人が自由に安心して暮らせるためには、犯罪を防止することが非常に重要です。他方で、犯罪を防止するための手段によつて、人の自由や人権が不当に奪われることがないようにしなければなりません」という内容になっている。このような記述では、「個人の人権を守るために犯罪者を処罰しなければならない」という観点のみを強調することとなってしまう。憲法の人権規定は、刑事被疑者や被告人を含めて、国家による人権侵害を防止するものであるが、この最も根本的な原則が不明確であり、人権保障の本質が正確に伝わるものとなっていない。

また、「犯罪の防止の必要性」については16行を割いているが、「罪刑法定主義」については5行しか記述されていない。「罪刑法定主義」について、それが歴史的反省を踏まえた近代刑法の大原則であり、しかも、それは、日本だけではなく、現在の民主的国家はすべてこの原則を採用していることを明記すべきである。

そして、刑事裁判は、人間が判断するものである以上、常に誤判の危険性が避けられず、冤罪は最大の人権侵害であることや現実に歴史的に見て冤罪が多発してきることについて、この箇所で記述すべきである。

なお、2ページの第4段落において、「犯した罪と比較して『極端に重い』刑罰を加え（てはならない）」との記載が2箇所にあるが、この部分の表現は、「犯した罪や犯罪に至る事情に比べて、『重い』刑罰を加え（てはならない）」

との記載にすべきであろう。なぜなら、「極端」の程度に至らないとしても、諸々の事情を考慮して必要以上に重い刑が科されるならば、それは過度の人権制約であり、憲法の理念に照らして妥当ではないからである。

4、「刑事裁判における裁判官、検察官、弁護人の役割と刑事裁判のルール」について

全体的に見て、弁護人の役割に関する記述や、黙秘権・無罪推定原則・挙証責任原則など被告人の権利保障に関する原則についての記述が浅薄にすぎると思われる。特に、黙秘権等の原則について、何の根拠付けもなく記載されており、なぜそのような原則が必要であるのか、このような記述では十分な理解を得ることは難しいであろう。

まず、弁護人の役割としては、本文の記述に加えて、弁護人が、被告人にとって有利な証拠を発見して提出したり、有利な事情を関連する証拠を提出しながら主張するものである点を明記すべきである。

次に、黙秘権であるが、これは、長年にわたって自白が証拠の女王とされてきたことにより、被疑者の取調べで警察官による拷問がなされ、数多くの冤罪が生み出されてきたことに対する歴史的反省から認められたものであることを記載すべきである。

そして、無罪推定原則は、国際人権規約でもうたわれている国内的効力を有する法規範であり、人間の心理的特性として、「疑心暗鬼を生ず」の諺通り、最初に誤った先入観を抱いてしまうと、その後、その心証はなかなか払拭されないという点に鑑みて、国際社会の共通ルールとなった歴史的経緯や、真犯人ではない被告人を誤って有罪としてはならないという人権保障の観点から、これらの原則が重要な意義を有している点を明記すべきである。

また、検察官が挙証責任を負うという原則は、強大な強制捜査の権限を持つ国家と、そのような権限を認められていない被疑者・被告人との間の圧倒的な証拠

収集能力の差から認められたものであり、無罪推定を受けているはずの刑事被告人が刑事裁判を受けなければならないという重い負担を強いられることになる以上、被告人にそのような負担を強いることを正当化する権限を付与された検察官が「合理的な疑いを残さない程度の証明」の責任を負うのである。これらの点の指摘がないと、正確な理解は期待できないであろう。

5、「裁判員制度の意義と裁判員の役割」について

(1)「趣旨」について

まず量的にあまりに少なすぎる。また、国民主権あるいは民主主義の観点からの説明が抜けており、諸外国においても司法に対する市民参加は当然の制度であることにも触れるべきである。

(2)「解説」について

まず、裁判員制度が国民主権や民主主義の発現であり、市民社会の中で生じた紛争を、市民社会の一員である市民が自ら解決するものである点を指摘すべきである。

また、諸外国においては、これまで市民が司法に参加することは普通の制度として行われていることと、戦前には日本でも陪審制が実施されていたことを明記すべきである。

そして、本文の中には「刑事裁判というものは、法律の専門家ではない一般の国民が参加しても適切な判断が出来るということを知ってもらいたいのです」という記述があるが、裁判員が行うのは、法律の解釈ではなく、事実の認定及び量刑なのであるから、法律の知識が不要なのは当然である。むしろ証拠の見方や証拠の評価といった営みは、法律の勉強はしてきたが限られた社会経験しかない職業裁判官だけで行うよりも、種々様々な知識や経験を有する多様な市民が集まって、多角的な視点からの評価を総合して行ったほうが適切であることを積極的に記述すべきである。

以上